

第5 国際化

司法制度改革意見書発表時からくればるとグローバルイズムは進展し、日本社会は国際化にいいよ直面することとなった。一方で、必ずしもこれに対応した制度にはなっていないのが現状である。

日弁連は、2016（平成28）年2月18日に「国際戦略（ミッションステートメント）」を策定し、2019（令和元）年6月14日の定時総会において、「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言」を採択した。同宣言では、具体的には、外国人関係案件に対する法的サービスの拡充・アクセス向上、ビジネスと人権に関する取組の推進、中小企業の国際化支援の促進、国際仲裁・国際調停の振興、日本の法情報・法制度についての国際発信、国際法務人材の育成、弁護士会との連携・支援が挙げられている。民事司法改革の観点からも推し進める必要がある。

また、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会では、国際仲裁、越境消費者紛争への対応、国内民事紛争の国際化への対応力の強化（在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための施策、例えば、関係機関の連携強化、関係機関における多言語対応）等が検討されており、今年度中には一定の結論が出る見込みである。

項を改めることになるが、ODRも、民事司法改革における民事司法の国際化の文脈で検討すべき事項でもある（上記の越境消費者紛争への対応はこの理路にかかわる。なお、国際仲裁の現在の動きについては、各論（第5部第2章第3）に詳しい。また、弁護士と国際化の課題については、各論（第2部第1章第8）を参照願いたい。

法友会においても、かかる民事司法制度の国際化に対応した議論が求められる。